

よくあるご質問

Q 交付金を算定する世帯数は、いつ時点の世帯数ですか？

A 事業を行う年度の4月1日時点の加入世帯数です。

Q 地区協単位でなく町会単位で申請したいのですが？

A 町会・自治会単位で申請できるのは、山間部や農村部など地域の範囲が広い等のやむを得ない事情により、地区協単位での活動が困難な地区です。

具体的には、北東地区、南東地区、北村地区、栗沢地区になります。それ以外の地区については、地区協単位での活動と申請をお願いします。

Q 役員の報酬に交付金を使いたい

A 地域のコミュニティ活動を活性化するための主体的な活動や取り組みを支援するための交付金ですので、交付金から役員の報酬や賃金を支払うことはできません。

Q 町内会館の経費に交付金を使いたいのですが？

A 既存施設の維持管理費には使えません。

Q イベント業者に委託してイベントを行いたいのですが？

A イベントなどの事業は、出来るかぎり地域で行い、やむを得ない場合や音響や照明などの専門的分野のみ委託するようにしてください。但し、事業の全部を委託するような支出はできません。

Q 土地（建物）の購入に交付金を使いたいのですが？

A 土地や建物の購入は、財産形成となり、その後の管理の問題等も発生することから対象としません。

Q 交付される額の計算方法がよく分からない

A 次ページに交付金計算フォームを掲載していますので参考にしてください。

※交付金額の計算フォーム

①交付金限度額

交付金限度額は、4月1日付けの加入世帯数に応じて決まります。

4/1加入世帯数 _____ 世帯 → 交付限度額 _____ 円

※限度額一覧表

4/1加入世帯数	限度額
～600	250,000
601～700	300,000
701～800	350,000
801～900	400,000
901～1000	450,000
1001～	500,000

②事業費加算額

交付対象事業費が500,000円を超える場合、下記の計算式による加算額がつきます。

(事業費 _____ 円 - 500,000円) × 1/2 = _____ 円

上記、①交付金限度額 _____ 円に、

②事業費加算額 _____ 円を加えた、

_____ 円が交付金限度額になります。(上限100万円)

交付金額の決定へ



※上記の交付金限度額 _____ より、交付対象事業費 _____ の方が
(大きい・小さい・同額)のため、(交付金限度額・対象事業費) _____ 円が
交付される額となります。

※交付金額の計算フォーム（使用例）

①交付金限度額

交付金限度額は、4月1日付けの加入世帯数に応じて決まります。

4/1加入世帯数 286 世帯 → 交付限度額 250,000 円

※限度額一覧表

4/1加入世帯数	限度額
～600	250,000
601～700	300,000
701～800	350,000
801～900	400,000
901～1000	450,000
1001～	500,000

②事業費加算額

交付対象事業費が500,000円を超える場合、下記の計算式による加算額がつきます。

（事業費 540,000 円 - 500,000円）× 1/2 = 20,000 円

上記、①交付金限度額 250,000 円に、

②事業費加算額 20,000 円を加えた、

270,000 円が交付金限度額になります。（上限100万円）

交付金額の決定へ



※上記の交付金限度額 270,000円 より、交付対象事業費 540,000円 の方が
大きい ため、 交付金限度額の 270,000円 が交付される額となります。